

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和3年4月27日

京都市長 門川 大作

### 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和3年3月9日	中京区	西ノ京藤ノ木町	—	—	1	令和3年3月9日
	右京区	嵯峨野宮ノ元町	2	—	—	
		嵯峨野秋街道町	2	—	—	
		太秦森ケ東町	2	—	—	
令和3年4月12日	山科区	栗栖野打越町	—	—	1	令和3年4月12日
	伏見区	石田森東町	1	—	—	
		石田内里町	8	—	—	

### 2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

### 3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：075-222-4138

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)